

## 利益配分について

当該事業年度の収支において、総収入額\*から総支出額を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入額の5%を上回っている場合において、その上回った金額に100分の50を乗じた金額を本市に納付していただきます。

なお、各事業年度における自主事業の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業を含まないものとします。

※ 総収入額には、利用料金収入や自主事業収入、本市からの業務代行料を含みます。

## [例示]

## ①本市への納付が生じる場合

(税抜、単位：千円)

総収入額 ①	総支出額 ②	利益 ③ (①-②)	利益／総収入額 ③/①	控除額 ④ (①×5%)	本市への納付金 (③-④) × 50/100
60,000	56,710	3,290	5.5%	3,000	145

## ②本市への納付が生じない場合（利益が生じなかった場合）

(税抜、単位：千円)

総収入額 ①	総支出額 ②	利益 ③ (①-②)	利益／総収入額 ③/①	控除額 ④ (①×5%)	本市への納付金 (③-④) × 50/100
50,000	56,710	▲6,710	-	-	-

## ③本市への納付が生じない場合（利益が総収入の5%に満たなかった場合）

(税抜、単位：千円)

総収入額 ①	総支出額 ②	利益 ③ (①-②)	利益／総収入額 ③/①	控除額 ④ (①×5%)	本市への納付金 (③-④) × 50/100
58,710	56,710	2,000	3.4%	-	-